

「後期高齢者医療保険料額決定通知書 ・納入通知書」を送付します

住民課 内線 246

平成29年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、後期高齢者医療被保険者に「後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書」を送付します。

◆保険料の納め方

原則、年金から天引きで納めることになります。（特別徴収）
また、口座振替や納付書で納める場合もあります。（普通徴収）

特別徴収 (年金から天引き)	☐ 年金の受給額が年額18万円以上の方 ☐ 介護保険料と合わせた保険料額が老齢基礎年金等の年金受給額の2分の1を超えない方
普通徴収 (口座振替・納付書)	☐ 年金の受給額が年額18万円未満の方 ☐ 特別徴収にならなかった方

※年金から天引き（特別徴収）されている方で、口座振替に変更を希望される方は役場住民課窓口で手続きが必要となります。
※口座振替・納付書（普通徴収）で納められる方は、7月を第1期とし、翌年2月までの毎月末の年8回で納めていただきます。納入通知書に記載してありますのでご確認ください。

◆保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計です。なお、一人当たりの上限額は、57万円です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{(46,984円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(平成28年中の所得金額 - 33万円) \times 9.54\%} \\ \hline \end{array}$$

◆保険料の軽減

1. 均等割額の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額が次のとおり軽減されます。
※平成29年度より均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。

所得金額の合計が33万円以下の世帯で 被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）の場合 被保険者均等割額を9割軽減
--



所得金額の合計が33万円以下の世帯で 9割軽減に該当しない場合 被保険者均等割額を8.5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え 33万円+（27万円×世帯の被保険者数）以下の場合 被保険者均等割額を5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え 33万円+（49万円×世帯の被保険者数）以下の場合 被保険者均等割額を2割軽減

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。
※収入状況や世帯の構成によって基準が異なります。
※申請の必要はありません。

2. 所得割額の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方については、所得割額を2割軽減します。
※所得割額の軽減判定は、被保険者本人のみでの判定となります。
※平成28年度までは特例により5割軽減でしたが、平成29年度は特例の見直しにより2割軽減に変更となります。
※申請の必要はありません。

3. 被用者保険の被扶養者であった者にかかる軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額は5割が軽減されます。
※特例措置により、平成29年度の均等割額は7割が軽減されます。
※申請の必要はありません。

◆75歳からは全ての人が後期高齢者医療制度に加入することになります

75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになります。これより前に国民健康保険に加入されていた方で、保険税を口座振替されていた場合、新しい保険制度に移行することから口座振替が引き継がれません。**口座振替をご希望の場合は改めて申請手続きをしていただく必要がありますのでご注意ください。**社会保険等に加加入されていた方で、口座振替をご希望の場合も同じく手続きが必要となります。また、手続きの都合上、後期高齢者医療制度の被保険者になってすぐには特別徴収にはなりません。（半年程度は普通徴収となります。）

▼問い合わせ 住民課保険医療グループ 内線 246